

労働組合と婦人

1948年3月

労働省婦人少年局

パンフレット No. 7

この資料は連合軍總司令部經濟科學局勞働課の
厚意によつて提供されたものです

労働組合と婦人

婦人部の獨立行動はまちがい

現在、日本の労働組合には百二十五萬餘の女がはいつており、その数は組合員總數の四分の一をしめています。理想として、また永久的計畫の一部としては、労働組合の中の女の要求を特にとりたてて考える必要はない筈で、女も男と同じく労働者であり、組合員としての一般的な問題や目的には、結局男女によつてちがいがあつた筈はないのです。

けれども日本の現状は現實的に取扱わなければなりません。日本では産業界の男女の平等は大體においてまだ理想にすぎません。新憲法には女に對する平等が保障され、新しい労働基準法には同一労働同一賃金が規定されていますが、問題はまだまだ山とのかつています。單に法律できまつた原則をおしとおすのみならず、職業教育の機會均等、昇進及び先任順の權利の平等、團體交渉、組合活動への参加、指導的地位などについて、女にも男と同等の權利を與えなければなりません。更にまた女は男より頭が悪く、能力も劣つてゐると思ひこんでゐる古くさい、まちがつた男の態度が改められなければなりません。

そこで現在の事情では、労働組合は、女が組合に影響力をもち十分活動的な組合員になるようにその力をのばすための、特別なサーウイスの計畫をもつことが必要です。特別の努力と特別の援助とかあつてこそ、男女平等へ進むことができますのです。そしてその「特別な努力」を一般に女のなかに満きたせようとするものは、まず第一に女からなりたっているグループです。

多くの婦人組合員は、そういう特別の努力の必要をみると、婦人部を組織しています。けれどもこれらの婦人部には、組合の一般活動に女が参加することを妨げたり、それをおさえるような非民主的な特徴のふくまれている場合が多いのです。その特徴のなかには、婦人部を組合のなかの自治的又は半自治的なものとする規約があります。そういう規約のある場合には、自治、平等と混同されていたことがよくわかります。そういう自治的又は半自治的規約のある場合に最もわるいやりかたは、中央の機関でも地方支部の場合でも、組合の役員又は組合の問題について、女だけ特別に投票をし、女ばかりの集會に出席して全組合員の一般的な集會にはでないことです。もちろんこの批評は、教育や情報を与えるための女だけの集會、女の問題についての女だけの會議が、中央又は支部の全組合員の會合や、組合の政策作成に女が参加することを妨げない限り、それを悪いというのではありません。

女が労働組合の活動に力づくで参加する究極の目的を助けたり、抑えたりするような規約上の慣

行をもつ婦人部のある組合が、組合の組織の構造と、婦人部が本来達成しなければならない任務とを再検討しなければならないことは、甚だ大切なことであります。

男女に同じ義務と権利

婦人部は自治的な團體ではなく、全體としての組合の枠の中で動かなければなりません。女は別に獨立して投票しなければ、その要求を知らせることができないと主張されてきました。組合指導者及び組合の問題に對する男女別々の投票は非民主的で、組合内部の統一という根本原則を破ると同時に、男女の間へだてをおく封建的なやりかたを永くつづけさせるものであります。

では女はどういう風に代表され、どういう風にその要求を知らせたらよいでしょうか。これはいろいろの手段を通じて達成することができましょう。全體としての組合が、中央又は支部の執行部に、少くとも最少限度の女を入れなければならず、すべての中央又は支部の委員会に必ず女の代表者を入れなければならないときめることもできましょう。また全體としての組合が、男女組合員の數に比例して、男女の役員を配いた方がよいということをもきめることもできます。この二つの方法のどちらの場合にも、すべての組合員は、すべての候補者へ投票するのです。どちらをとるにしても、女が指導者として訓練されること、組合の中の男が、女も組合の利益を有効に代表することができ

るということをみとめるのは大切な點です。

一方、女が組合の指導者を選擧する場合に、なかまの男子組合員と共同の行動をとるとしてもそれ故に婦人部本來の任務を遂行しやすくするのに必要な役員を、女が選擧してならないというのはありません。けれどもそういう役員を、女も男といつしよに選擧し、任命した組合全體の常任の役員や委員と混同してはなりません。

婦人部本來の任務は、ちよめていえば「女へのサーヴィス」といえます。この目標にむかつて出なおした婦人部が、婦人組合員のためにほんどうのサーヴィスを與えるところの、少くとも四つの分野があります。それらの分野で、婦人部又は全國的な委員會の婦人對策部は、支部の婦人部に方向を示し、道しるべをし、參考資料を與える上に口火をきり、指導をしなければなりません。

婦人部の教育的任務

まづ第一の仕事は、積極的に聰明に組合に参加するように、女を教育することです。組合への聰明な参加は、事實と議事法とを知り、それをどう利用するかを知る點にかゝつています。婦人部はしつかりした教育計畫をたてなければなりません。婦人部は議事法、民主的な組合運動、團體交渉のやりかた、労働法規その他關係のある問題についての、報道を婦人組合員が利用できるようにし

なければなりません。この報道を興えるところはたくさんあります。全国組合には教育部、婦人対策部があり、そこから材料がえられます。労働省の労働教育課をもこめて、中央及び地方の役所もやはり報道をあつめようとしています。労働省婦人少年局及びその地方職員も將來だんだん役に立つにちがいありません。

材料が手に入るようになったならば、組合支部の婦人部は討議の講習會を開くべきです。いろいろのクラスを設けて、それぞれ一定の問題について講師を招くとか、組合員めいめいに報告書を作らせるとかする計畫をたてることもできます。女がその考えをハッキリ、簡単に、効果のあるように話す演説の練習をするクラスも開かなければなりません。もし次の組合員の會合の議題とされている組合の問題があるとすれば、婦人部は豫備的な會合を開いてもよいのです。がこれはその問題について投票するためではなくて、個々の組合員が、後にその問題についての討議に参加し、聰明に投票することができるよう、その意見をたてる特殊の基礎的な材料を提供するためなのです。女のための特別クラスのほかに、組合全體がやる教育活動、例えば労働學校などに出ることも女にすゝめなければなりません。

労働状態の改善

第一サーヴィスとしての任務は、女の労働状態を改善することです。この任務は部分的には、上にさつと述べた教育のプログラムと密接につながつてはいますか。男の組合員の再教育をもよくめるほどに廣いものです。男の組合員には、(一)組合が特に組合の要求のなかに、男女同様の要求をふくめない限り、そういう同権はみとめられないこと、(二)もし労働者の一部かそういう規約のなかで差別待遇をうけた場合には、それは全労働者の地位を弱めるものであることかわからないことがあります。婦人組合員は、自分たちの職場と一般の婦人労働者の労働状態をよく研究しその職場特有の問題を考えなければなりません。婦人組合員は男女合同の組合の集會で、組合が雇主と協定をする時、その協定の中に男女の差別をつけてはならないことを、男の組合員によく知らせておかなければなりません。團體協約委員会に、婦人組合員が参加する必要を特に力説しておかなければなりません。

「職場以外」の問題

第三のおもな任務は、「職場以外」の問題についてのサーヴィスです。全日勤務をしながら家事をいとなむこと(これじたいが全日労働です)の複雑さは世界中の女のおもな問題を代表しています。食料その他の必需品の乏しい今の時代には、日本の女は今までよりもなお時間がなく、なおたく足ら

心の問題になやまされています。婦人部は、輸入食料品の調理や、調理法をかえることや（グリーン・ピースなどの場合のやうに）、着ふるしの着物を別のものに作り直すことや、子供の世話のしかた、その他似かよつた問題について話しあうクラスをつくつてもよいのです。かういう婦人部の援助は、組合のために二つの直接の利益をもたらします。即ち（一）そういう援助をうけた女たちは、まもなく組合活動に積極的にのりだすことの大切さをさとり、（二）労働婦人が當面しなければならぬ日々の問題から少しでも救われればそれだけ組合の會合へ出かけ、組合の問題に關心をもつ時間と精力とが生み出されるのです。

リクリエーション

第四のおもな任務はリクリエーションです。日本の組合でこの任務をある程度やつてゐるものも少しはあります。けれども二つの點を考へなければなりません。即ち（一）リクリエーションを計畫する時、婦人部は、婦人組合員の最大多数の氣に入り、かつその人々が利用し得るものをいつも心がけなければならぬこと。（二）婦人部のリクリエーションの計畫は、全體としての組合のための計畫と相ともない、男も女も青年も参加するようにそのリストがあまれなければならぬことです。

平等への前進

要するに、組合のなかの婦人部の組織と任務については、自治ではなく、平等と統一とが建せられるように、重點のおきところを改め出なす必要の多くあることを力説しなければなりません。日本の女は、男が女に平等を求めたがらないという消極的な見解をもつべきでないことを學ばなければなりません。女は法律のみとめた平等を生きた、日常の平等にかえなければならぬのです。

過去においては、教育の不足と、機会を與えられなかつたために、女はその能力を十分にのびしめることができませんでした。もし婦人部がそのサーヴィスの任務をりっぱにやりとげるなら、組合の女は全労働者のための組合の廣間で組合の男に、その能力を示すことができ、女も同等の扱いを受けるねうちのある事實を證明することができましよう。男と女とがひとたびこの實際の平等をさとつたならば、女を組合の問題に参加させるかどうかという問題は消えてしまひましよう。女は、その實力によつて、組合の役員に選出され、組合活動のあらゆる面で組合を代表する資格のある、強い、積極的な、組合員としてみとめられるでしよう。女が組合のなかで平等に扱われるにつれ、その労働生活と家庭生活とのあらゆる面での平等のゴールに近づいていくでしよう。